

契約事務取扱細則第26条の2に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

独立行政法人 国立病院機構函館病院

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	一般競争入札・指名競争入札及び公募型企画競争の別	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
SPD業務	経理責任者 国立病院機構 函館病院長 加藤 元嗣 北海道函館市川原町18番1 6号	令和3年3月29日	エム・シー・ヘルスケア (株) 函館市上新川町1番5 号	公募型企画競争	—	31,680,000	—				
洗濯業務	経理責任者 国立病院機構 函館病院長 加藤 元嗣 北海道函館市川原町18番1 6号	令和2年11月30日	ワタキューセイモア(株)北 海道支店 小樽市新光5丁目13 -3	一般競争入札	—	14,960,000	—				
医事業務	経理責任者 国立病院機構 函館病院長 加藤 元嗣 北海道函館市川原町18番1 6号	令和3年3月29日	(株)ニチイ学館 東京都千代田区神田駿 河台2丁目9番地	一般競争入札	—	258,073,200	—				
給食業務委託	経理責任者 国立病院機構 函館病院長 加藤 元嗣 北海道函館市川原町18番1 6号	令和2年7月31日	(株)LEOC 東京都千代田区大手町 1丁目1番3号	一般競争入札	—	107,111,613	—				
中央材料室滅菌等業務	経理責任者 国立病院機構 函館病院長 加藤 元嗣 北海道函館市川原町18番1 6号	令和3年3月19日	エア・ウォーター・ライフ サポート(株)	一般競争入札	—	40,392,000	—				
夜間警備及び日当直業務	経理責任者 国立病院機構 函館病院長 加藤 元嗣 北海道函館市川原町18番1 6号	令和3年3月17日	セントラル警備(株) 函館市本通1丁目25番 10号	一般競争入札	—	49,104,000	—				
一般廃棄物処理委託(収集運 搬・処分)	経理責任者 国立病院機構 函館病院長 加藤 元嗣 北海道函館市川原町18番1 6号	令和3年2月25日	(有)米田清掃 函館市上湯川町293 -31	一般競争入札	—	13,433,631	—				
庁舎電力	経理責任者 国立病院機構 函館病院長 加藤 元嗣 北海道函館市川原町18番1 6号	令和3年11月2日	(株)ホープ 福岡県福岡市中央区薬 院1-14-5	一般競争入札	—	52,202,754	—				
入院患者用食器洗浄消毒業 務委託	経理責任者 国立病院機構 函館病院長 加藤 元嗣 北海道函館市川原町18番1 6号	令和3年3月15日	北海道ビルメンテナン ス(株) 札幌市豊平区月寒東2 条8丁目5-8	一般競争入札	—	41,139,648	—				

契約事務取扱細則第26条の2に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

独立行政法人 国立病院機構函館病院

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	一般競争入札・指名競争入札及び公募型企画競争の別	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
A重油(第3四半期)	経理責任者 国立病院機構 函館病院長 加藤 元嗣 北海道函館市川原町18番1 6号	令和3年9月30日	北日本石油㈱函館販売 支店 函館市東雲町8番12 号	一般競争入札	—	12,652,200	—				
A重油(第2四半期)	経理責任者 国立病院機構 函館病院長 加藤 元嗣 北海道函館市川原町18番1 6号	令和3年6月30日	㈱東日本宇佐美 北海道札幌市東区東雁 来7条1丁目4-23	一般競争入札	—	7,434,240	—				
A重油(第1四半期)	経理責任者 国立病院機構 函館病院長 加藤 元嗣 北海道函館市川原町18番1 6号	令和3年3月26日	北海道エナジティック㈱ 札幌市白石区東札幌3 条1丁目1-18	一般競争入札	—	8,825,080	—				
A重油(第4四半期)	経理責任者 国立病院機構 函館病院長 加藤 元嗣 北海道函館市川原町18番1 6号	令和2年12月28日	北日本石油㈱函館販売 支店 函館市東雲町8番12 号	一般競争入札	—	11,893,200	—				
精白米	経理責任者 国立病院機構 函館病院長 加藤 元嗣 北海道函館市川原町18番1 6号	令和3年11月27日	大槻食材㈱ 函館市東雲町7-11	一般競争入札	—	4,114,800	—				

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注2)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。